

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容		高額障害児通所給付費等の支給の決定
根拠法令等及び条項		児童福祉法第21条の5の12第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	児童福祉法第21条の5の12第1項、障害児通所給付費等の通所給付決定等について（平成24年3月30日障発0330第14号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について、障害福祉サービス・障害児通所給付費等の利用者負担認定の手引き
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 [児童福祉法] 第21条の5の12 市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額（厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額）の合計額を限度とする。）から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。 2 前項に定めるもののほか、高額障害児通所給付費の支給要件、支給額その他高額障害児通所給付費の支給に関し必要な事項は、指定通所支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。 ○障害児通所給付費等の通所給付決定等について ○障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について ○障害福祉サービス・障害児通所給付費等の利用者負担認定の手引き	